

新規開業・スタートアップ支援資金の 拡充にかかるご案内

地域に根差し新たに事業を始める方や、急成長を目指すスタートアップの方など、幅広い創業期の方にご利用いただきやすい融資制度とするため、令和8年3月2日(月)から、日本政策金融公庫 国民生活事業の創業融資は、次のとおり拡充されます。

POINT 1

産業競争力強化法に規定された認定市区町村が発行する特定創業支援等事業の証明書について、発行市区町村と異なる市区町村で創業する方及び創業した方についても(※)、特別利率がご利用いただけます

(※)創業塾等を修了した上で、有効な証明書をご提出いただくことが条件となります。

POINT 2

創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けた 55 歳以上の方は、「特別利率 B」がご利用いただけます

POINT 3

地域経済循環創造事業交付金(ローカル 10,000 プロジェクト)を活用した補助金等(※)の交付決定を受けた方は、「特別利率 B」がご利用いただけます

(※)国庫補助事業に限ります。

新企業育成貸付／新規開業・スタートアップ支援資金 概要
※令和8年3月2日(月)以降の内容を記載しています。

ご利用 いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	
資金のお使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	7,200 万円	
ご返済期間	設備資金：20 年以内[うち据置期間5年以内] 運転資金：10 年以内[うち据置期間5年以内]	
利率(年)	基準利率。ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。	
	1 女性の方、35 歳未満または 55 歳以上の方 2 外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方 3 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受け、認定市区町村が発行する証明書を取得した方(※有効な証明書の場合に限る) 4 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方 5 地域おこし協力隊の任期2年目以降の方または任期終了後1年以内の方であって、同隊として活動した地域で新たに事業を始める方 6 Uターン等により地方で新たに事業を始める方	[特別利率 A] ただし、 3に該当する方のうち、女性の方、35 歳未満または 55 歳以上の方は [特別利率 B]、 5または6に該当する方のうち、過疎地域で新たに事業を始める方は [特別利率 B]
	7 日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。)	[特別利率 B]
	8 地域経済循環創造事業交付金(ローカル 10,000 プロジェクト)を活用した補助金等の交付決定を受けた方	
	9 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方	
	10 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した起業支援金および移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方	[特別利率 C]
	11 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方	[特別利率 A・B・C]
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	
その他	本制度をご利用いただける方は、資本性ローン(挑戦支援資本強化特別貸付)の対象となります。	

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。
くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。お近くの支店へお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業